

## 事業名：木造住宅耐震化促進事業



Q1 この事業は、誰のために、何をするのですか？

旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者（または管理者）に対し、耐震診断にかかる費用の一部を補助する事業です。加えて、診断後の耐震改修または建物の除却・建替えにかかる費用の一部も補助します。

住宅の耐震化率を高めることにより、災害に強いまちづくりの推進を目的としています。



Q2 この事業に、私たちの税金がどのように使われていますか？

耐震診断にかかる費用の補助と、耐震改修や建物の除却・建替えにかかる費用の補助に使われています。



Q3 この事業が行われることによるメリットは？

旧耐震基準の住宅が減ることにより、地震発生時における住宅の倒壊から市民の生命と財産を守ることに繋がります。



Q4 この事業はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

2012 年度から実施しています。

2021 年度に、それまで耐震診断後は耐震改修のみだった補助に、除却・建替えの補助を追加しました。



|                   |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
|-------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|--------------|-------|----------|----------|------------|----------|----------|----------|-----------------|--------|--|--|--|--|
| 事業番号 5            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                                                         |       |          |              |       |          | 2025 年度  |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
| 事業シート（概要説明書）      |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
| 予算事業名             |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               | 木造住宅耐震化促進事業                                                                                                             |       |          |              |       |          |          |            | 事業開始年度   |          |          |                 | 2012年度 |  |  |  |  |
| 上位施策事業名           |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               | 3-3-2災害に強いまちの構築                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            | 担当局・部名   |          |          |                 | 都市部    |  |  |  |  |
| 根拠法令等             |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               | 建築物の耐震改修の促進に関する法律                                                                                                       |       |          |              |       |          |          |            | 担当課・係名   |          |          |                 | 建築指導課  |  |  |  |  |
| 事務区分              |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               | <input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務                                                |       |          |              |       |          |          |            | 作成責任者    |          |          |                 | 越水     |  |  |  |  |
| 実施の背景             |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               | 阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、能登半島地震などの過去の大地震による甚大な被害や、今後予想されている南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率が70%～80%と引き上げられ、住宅・建築物の耐震化は、いっそう急務となっている。 |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
| 目 的<br>（何のために）    |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               | 地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進し、災害に強いまちづくりを推進する。                                  |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
| 事業概要              | 対 象<br>（誰・何を対象に）      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 三原市内にある旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者又は管理者                                                               |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          | 対象者数（全住民に対する割合） |        |  |  |  |  |
|                   |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 8424 人                                                                                        |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          | ( 9.7 % )       |        |  |  |  |  |
|                   | 実施方法                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 直営                                                                   |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
|                   |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先：三原市木造住宅耐震診断資格者） |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
|                   |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕<br>（補助先：旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者等 実施主体：同左）          |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
|                   |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）                            |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
| 事業内容<br>（手段、手法など） |                       | 事業内容<br>(1) 木造住宅耐震診断事業<br>・旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断を申請者の負担1万円で市が実施する。<br>（耐震診断費104,286円（一律同額））<br>(2) 木造住宅耐震改修事業<br>・旧耐震基準で建築された木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）の建物全体を一定の基準を確保するための耐震改修（以下「耐震改修」という。）する全体改修。<br>（補助率50%最大115万円）<br>・補助対象建築物の1階にある主寝室を限定して耐震改修する部分改修。<br>（補助率50%最大40万円）<br>・家具や建築物の倒壊から主寝部分のみの安全を確保するためのシェルター設置。<br>（補助率50%最大20万円）<br>(3) 木造住宅除却・耐震建替え事業<br>・市内の新耐震基準の建築物へ住み替えする際の補助対象建築物の除却。<br>（当該工事に要した費用に0.23を乗じて得た金額 最大58万円）<br>・居住誘導区域内で、同一敷地内の補助対象建築物の建替。<br>（当該工事に要した費用に0.8を乗じて得た金額 最大115万円）<br>(4) 普及啓発<br>・ダイレクトメールの送付。 |                                                                                               |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
| 関連事業<br>（同一目的事業等） |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
| コスト               |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2025年度(予算)                                                                                    |                                                                                                                         |       |          | 2024年度(決算見込) |       |          |          | 2023年度(決算) |          |          |          | 2022年度(決算)      |        |  |  |  |  |
|                   | 事業費                   | 事業費合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 6,119 千円                                                                                      |                                                                                                                         |       |          | 3,516 千円     |       |          |          | 1,863 千円   |          |          |          | 1,386 千円        |        |  |  |  |  |
|                   |                       | 事業費内訳<br>（2024年度分）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 木造住宅耐震診断 2,112千円<br>木造住宅除却・建替え事業 1,350千円<br>普及啓発 54千円                                         |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
|                   |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
|                   | 人件費                   | 担当正職員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 0.4 人                                                                                         | 2,400 千円                                                                                                                |       | 0.4 人    | 2,400 千円     |       | 0.4 人    | 2,400 千円 |            | 0.4 人    | 2,400 千円 |          |                 |        |  |  |  |  |
|                   |                       | 臨時職員等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 人                                                                                             | 千円                                                                                                                      |       | 人        | 千円           |       | 人        | 千円       |            | 人        | 千円       |          |                 |        |  |  |  |  |
| 人件費合計             |                       | 0.4 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2,400 千円                                                                                      |                                                                                                                         | 0.4 人 | 2,400 千円 |              | 0.4 人 | 2,400 千円 |          | 0.4 人      | 2,400 千円 |          |          |                 |        |  |  |  |  |
| 総事業費              |                       | 8,519 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                               |                                                                                                                         |       | 5,916 千円 |              |       |          | 4,263 千円 |            |          |          | 3,786 千円 |                 |        |  |  |  |  |
| 財源内訳              | 国県補助金                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 4,194 千円                                                                                      |                                                                                                                         |       |          | 2,076 千円     |       |          |          | 1,290 千円   |          |          |          | 981 千円          |        |  |  |  |  |
|                   |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 国県補助金の内容： 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成）、広島県住宅耐震化促進支援事業                                          |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
|                   | 地方債                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0 千円                                                                                          |                                                                                                                         |       |          | 0 千円         |       |          |          | 0 千円       |          |          |          | 0 千円            |        |  |  |  |  |
|                   | その他の財源<br>（使用料、手数料など） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 0 千円                                                                                          |                                                                                                                         |       |          | 0 千円         |       |          |          | 0 千円       |          |          |          | 0 千円            |        |  |  |  |  |
|                   | その他の財源の内容：            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |                                                                                                                         |       |          |              |       |          |          |            |          |          |          |                 |        |  |  |  |  |
|                   | 一般財源                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 4,325 千円                                                                                      |                                                                                                                         |       |          | 3,840 千円     |       |          |          | 2,973 千円   |          |          |          | 2,805 千円        |        |  |  |  |  |
| 財源合計              |                       | 8,519 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                               |                                                                                                                         |       | 5,916 千円 |              |       |          | 4,263 千円 |            |          |          | 3,786 千円 |                 |        |  |  |  |  |

| 事業番号 5                     |                   |                                                                                                                                    |   |                           | 2025 年度      |              |              |
|----------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 事業実績                       | 活動実績              | 【活動指標名】（実績値/目標値）                                                                                                                   |   | 単位                        | 2024年度       | 2023年度       | 2022年度       |
|                            |                   | 木造住宅耐震診断事業                                                                                                                         |   | 棟                         | 22/8         | 3/8          | 2/8          |
|                            |                   | 木造住宅耐震改修事業                                                                                                                         |   | 棟                         | 0/4          | 0/4          | 0/4          |
|                            |                   | 木造住宅除却・建替え事業                                                                                                                       |   | 棟                         | 3/4<br>(除却3) | 2/4<br>(除却1) | 3/4<br>(除却3) |
|                            |                   | 普及啓発事業                                                                                                                             |   | 通                         | 240          | 280          | 147          |
|                            | 単位当たりコスト          | 総事業費                                                                                                                               | / | (耐震診断件数+改修+<br>除却・建替事業) 数 | 千円           | 237          | 853          |
| 事業成果                       | 成果目標<br>(指標設定理由等) | 住宅のストックのうち約61%、一戸建てでは約91%が木造である。木造住宅の耐震化率を指標として採用し耐震性能を向上させることは、本市においても地震時の倒壊リスクの軽減することに繋がり、市民の安全を確保するために効果があると考えたため。              |   |                           |              |              |              |
|                            | 成果<br>(目標達成状況)    | 【成果指標名】（実績値/目標値）                                                                                                                   |   | 単位                        | 2020年度       | 2015年度       | 2007年度       |
|                            |                   | 住宅の耐震化率（新耐震基準の戸数/全戸数）                                                                                                              |   | %                         | 78.5%        | 72.3%        | 70.5%        |
| 事業の自己評価<br>(今後の事業の方向性、課題等) |                   | ・耐震診断を行っても耐震改修や除却、建替えに繋がっておらず、耐震化が進んでいないことが課題。<br>・耐震改修費が想像以上に高額であり、改修工事を行えていない。<br>・旧耐震基準から40年以上経過し、耐震改修よりも実情に合わせた建替えに移行すべきではないか。 |   |                           |              |              |              |
| 比較参考値<br>(他自治体での類似事業の例など)  |                   | 尾道市（2024年度実績）<br>木造住宅耐震診断    2棟<br>木造宅耐震改修       1棟<br>木造住宅除却建替え   1棟                                                              |   |                           |              |              |              |
| 特記事項                       |                   |                                                                                                                                    |   |                           |              |              |              |



(平成28年熊本地震)

いつかはやってくる  
南海トラフ巨大地震  
お住まいの住宅が倒壊したら  
被害は甚大

住宅の耐震改修、建替え、除却のための補助金があります。

耐震診断

耐震改修

現地建替え

除却工事

所有者の負担

工事費の50%

工事費の80%

工事費の23%

1万円で

115万円

115万円

58万円

耐震診断士を派遣

※居住誘導区域内にある住宅に限る

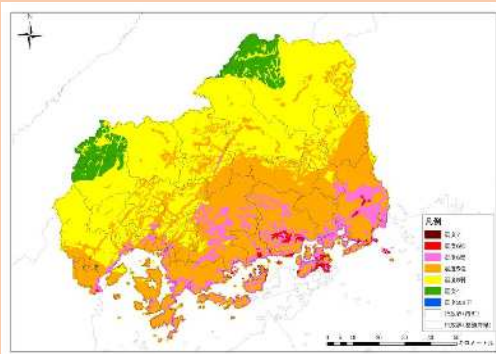
■ お問い合わせは、三原市建築指導課(電話0848-67-6122)、又は広島県建築課(電話082-513-4133)まで

## ■ なぜ住宅の耐震化が必要なのでしょう？

**南海トラフ地震は今後30年以内に80%程度の確率で発生します！**

地震調査研究推進本部（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）によると、南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内に80%程度とされています。近い将来発生する可能性が高い南海トラフ地震に備える時が来ています。

○広島県の震度分布図



○広島県の被災予測

死者数

**14,759人**  
※広島県内

負傷者数

**22,220人**  
※広島県内

全壊棟数

**69,561棟**  
※広島県内

## ■ 三原市内で想定される震度

次の図は、南海トラフ地震で最大クラスの地震が発生した場合の揺れの強さを示しています。



## ■ 補助制度を利用して、お住まいの住宅を耐震化しましょう！

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、一戸建て木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う所有者または居住者に三原市とともに補助金を交付しています。昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅にお住まいの方は、補助制度の利用など、耐震改修等をぜひご検討ください。詳しくは、下のQRコードから！

※上記資料は、広島県地震被害想定調査報告書[H25]から引用

三原市都市部建築指導課  
建築指導係

☎0848-67-6122

✉kenchikushido@city.mihara.hiroshima.jp



広島県土木建築局建築課  
建築安全担当

☎082-513-4133

✉dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp



## 三原市木造住宅耐震診断事業について

令和7年度木造住宅の耐震診断希望者を募集します！

三原市では、市民の皆さんが安全で安心して住むことができる地震に強いまちづくりを目指し、「三原市木造住宅耐震診断事業」を実施しています。

この事業は、市民の皆さんが居住する住宅の耐震診断を、申し込み者**負担1万円**で、三原市が実施するものです。



### 募集概要について

#### ● 対象となる住宅

市内にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- (1) 木造の一戸建ての住宅、併用住宅（住宅部分が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）又は長屋住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法（主要な柱の径が14センチメートル以上）で建築されたもの
- (4) 地階を除く階数が2以下のもの

#### ● 申し込み対象者

対象となる住宅の所有者

#### ● 募集棟数

8棟

#### ● 申し込み受付期間

令和7年5月1日から令和7年8月29日まで  
（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### ● 耐震診断者

「三原市木造住宅耐震診断資格者名簿」に登録している建築士が、三原市の委託を受けて耐震診断を行います。

#### ● 診断費用

申し込み者の自己負担金は1万円です。  
お支払いは、申し込み時ではなく、耐震診断者と三原市職員が現地調査でご自宅にお伺いする際に、耐震診断者にお支払いください。

#### ● 申し込み方法

申込書に記入のうえ、必要書類を添付して申し込みしてください。

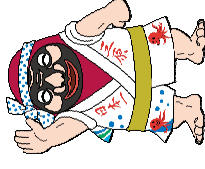
※申込書は、必ず申し込み先の窓口へご提出ください。

#### ● その他注意事項

- (1) 申し込みには条件があります。条件に合わない場合は耐震診断できません。  
必ず事前にお問い合わせください。
- (2) 耐震診断には現地調査が必要です。天井裏、床下を含めて建物の調査をさせていただきます。（2時間～半日程度）

#### ● 申し込み先（問い合わせ先）

三原市都市部建築指導課建築指導係  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 市庁舎5階  
電話 (0848) 67-6122



## 三原市木造住宅耐震改修補助事業について

### 令和7年度木造住宅の耐震改修補助希望者を募集します！



三原市では、市民の皆さんが安全で安心して住むことができる地震に強いまちづくりを目指し、「三原市木造住宅耐震改修補助事業」を実施しています。  
この事業は、一定基準を満足する木造住宅耐震改修工事を行った場合、工事費の一部を補助します。

### 募集概要について

#### ● 補助対象工事と補助限度額

| 補助対象工事       | 補助率 | 補助限度額 |
|--------------|-----|-------|
| 耐震改修工事(建物全体) | 50% | 115万円 |
| 部分耐震改修工事     | 50% | 40万円  |
| 耐震シェルター等設置工事 | 50% | 20万円  |

#### ● 対象となる住宅

市内にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- (1) 在来軸組構法及び伝統的構法（主要な柱の径が14センチメートル以上）で建築されたもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建ての住宅、併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）又は長屋住宅であるもの
- (3) 地階を除く階数が2以下であるもの
- (4) 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて耐震診断した結果、上部構造評点が入0.7未満であるもの
- (5) 補助金交付決定後、工事着手し令和8年1月末までに完了すること

【全体耐震改修工事】は、(1)～(5)に加えて次の条件を全て満たすもの

- 耐震改修工事により、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて耐震診断した結果、建物全体の上部構造評点が入1.0以上であるもの
- 三原市木造住宅耐震診断資格者が耐震改修設計を行い、耐震改修工事において工事監理するもの

【部分耐震改修工事】は、(1)～(5)に加えて次の条件を全て満たすもの

- 耐震改修工事により、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて耐震診断した結果、耐震改修工事した部分の上部構造評点が入1.5以上であるもの

- 三原市木造住宅耐震診断資格者が耐震改修設計を行い、耐震改修工事において工事監理するもの

【耐震シェルター等設置工事】は、(1)～(5)に加えて地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドとして、東京都「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」で選定されているものを設置するもの

#### ● 申請対象者

対象者は、次の要件のすべてに該当する方です。

- (1) 住宅の所有者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 以前同一事業の補助金の交付を受けていない者

#### ● 申請受付期間

令和7年5月1日から令和7年8月29日まで  
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

#### ● 申請方法

申請手続き方法を参照のうえ申請してください。  
※申請書は、必ず申請先の窓口へご提出ください。

#### ● その他注意事項

- (1) 補助金の支払いは、耐震改修工事の完了後となります。補助金の交付決定通知を受けていても、耐震改修工事を取りやめた場合は、補助金は支払われません。
- (2) 本制度を利用して耐震改修工事を行う場合の耐震改修設計及び工事監理は、三原市木造住宅耐震診断資格者に限定されています。

#### ● 申請先（問い合わせ先）

三原市都市部建築指導課建築指導係  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 市庁舎5階  
電話 (0848) 67-6122



## 三原市木造住宅除却・耐震建替え促進補助事業について

令和7年度木造住宅の除却・耐震建替え補助希望者を募集します！

三原市では、市民の皆さんが安全で安心して住むことができる地震に強いまちづくりを目指し、「三原市木造住宅除却・耐震建替え促進補助事業」を実施しています。

この事業は、一定基準を満足する木造住宅除却・耐震建替え工事を行った場合、工事費の一部を補助します。

### 募集概要について

#### ● 補助対象工事と補助限度額

| 補助対象工事  | 補助率 | 補助限度額 |
|---------|-----|-------|
| 除却工事    | 23% | 58万円  |
| 耐震建替え工事 | 80% | 115万円 |

#### ● 対象となる住宅

市内にあり、次の要件のすべてに該当する住宅です。

- (1) 在来軸組構法及び伝統的構法（主要な柱の径が14センチメートル以上）で建築されたもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）であること
- (3) 地階を除く階数が2以下であること
- (4) 居住の実態があること
- (5) 誰でもできるわが家の耐震診断の結果、評点の合計が7点以下であること

【除却工事】は、(1)～(5)に加えて次の条件を全て満たすもの

○対象建築物を全て除却する工事

○補助対象者は除却後、昭和56年6月1日以降に建築された建築物又はそれと同等以上に耐震性を有する建築物に移転すること

【耐震建替え工事】は、(1)～(5)に加えて三原市立地適正化計画に定める居住誘導区域内において、補助対象者が対象建築物を全て除却し、建替え前の住宅と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む）に新たに戸建て住宅又は併用住宅を建築するもの

#### ● 申請対象者

対象者は、次の要件のすべてに該当する方です。

- (1) 住宅の所有者又は居住者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 以前同一事業の補助金の交付を受けていない者
- (4) 補助対象工事完了後も市内に居住する者

#### ● 申請受付期間

令和7年5月1日から 令和7年8月29日まで（着工前に申請が必要です。）  
（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

※申請の受付状況によっては、期間の途中で受付を終了することがあります。

#### ● 申請方法

申請書に記入の上、必要書類を添付して申請してください。

※申込書は、必ず申請先の窓口へご提出ください。

#### ● その他注意事項

- ・補助金の支払いは、補助対象工事の完了後となります。補助金の交付決定通知を受けていても、補助対象工事を取りやめた場合等は、補助金は支払われません。
- ・補助対象工事完了後、工事実績報告書を令和7年1月末までに提出する必要があるります。工事の遅れ等で提出が間に合わない場合、補助金は支払われません。

#### ● 申請先（問い合わせ先）

三原市都市部建築指導課建築指導係  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 市庁舎5階  
電話 (0848) 67-6122

